

# 農業基本政策の抜本改革 ～企業の農業参入の促進～

株式会社ローソン取締役会長  
(産業競争力会議・農業分科会主査)  
新浪剛史

## 農業基本政策の抜本改革 ～コメの生産調整廃止と経営所得安定対策の見直し～

- 【4つの基本方針】
- ①国民の主食の変化(コメのみならずパン食等への多様化)を踏まえた新たな農業政策の確立  
(食料自給力・自給率向上における麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物の重要度を上げる)
  - ②経営力のある担い手による自立した生産性の高い農業の実現(コメの生産コスト4割削減も実現)
  - ③助成による作付誘導を改め、作物選択の自由度の拡大
  - ④産業政策としての農政の確立

現状

農業の産業化

○生産数量目標を戸別に設定 → 5年を目途に米の生産調整(＝減反＋転作支援)を完全撤廃(農政の歴史的転換を明確化、自由な経営判断に基づく農業を確立)

○生産調整実施を要件とする助成 → 生産調整実施を要件とする助成は行わない

- ✓米の直接支払交付金(1.5万円/10a) → 平成30年産から廃止(経過期間は単価大幅減額)
- ✓米価変動補填交付金 → 平成26年産から廃止
- ✓米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ) → 「収入保険」導入に向け検討を加速化  
(→将来的には収入保険によるセーフティネットを確立)

○減反補助金(水田活用の直接支払交付金) → 戦略的作物を「主作」栽培とする新しい方針の明示

- ✓主食用のコメからの転作奨励 → 戦略的作物「主作」の「攻めの農業」を実行に  
(→米食から主食が変わって来ている実体に合わせる)
- ✓面積払いの転作助成金 → 数量払いで戦略的作物の育成を支援  
パンや麺類に適した小麦、多収性の飼料用米など戦略的作物の競争力強化のための技術開発等を推進

○その他

- ✓政府は、余剰米処理は行わない。
- ✓農地中間管理機構を通じた農地集約と補助金等との連携について検討を実施。
- ✓農業の多面的機能に着目した日本的直接支払制度について、政府は、バラマキの予算措置との批判を受けたくないよう、農地等の機能維持のための保全・管理行為の必要性・意義について、国民に対する十分な説明責任を果たす。

# 意欲ある農業の担い手と企業の英知・人材を総動員した 農業(酪農・畜産を含む)の産業競争力強化

(改訂成長戦略における「農業の成長産業化」の強化・加速化)

## 【基本方針】

- ①農地の貸付(リース)促進による「**経営規模の拡大**」と「**企業の参画促進**」等を通じた国内農業の**生産性向上** →現状、リースを活用しようとしても、やる気のある企業が農地を中々借りられていない
- ②**企業の知見・経験の活用**など、**1次・2次・3次産業が連携**した農産品・加工品の**差別化・高付加価値化**(**バリューチェーンの連結**=本格的な**6次産業化**による**競争力向上**)
- ③上記①・②を進めながら、**和食文化**も含めた**輸出マーケットの拡大**へつなげる(食と農の**国際展開**のための**総合戦略**の構築)

## 1. 意欲ある企業や個人が農業に参画しやすい環境の創出 ⇒企業とノウハウのある人財のフル活用

### 【これまでの改革事項】

- 農地集約化に向け「**農地中間管理機構**」を始動
- 米の生産調整廃止等生産物の**選択の自由**を拡大

取組強化

- ◆リース方式による農地の貸付促進を通じた経営規模の拡大 ⇒5年を目処に企業の農地所有制限を解除(但し、利用制限)
- ◆改革意欲あふれる単位農協などと、経営力や技術力のある企業・個人との連携の抜本的強化
- ◆**企業のターン・Uターン人材の活用(60歳代、70歳代のノウハウを持つ人財活用)**
- ◆これらを通じた「**農業ベンチャー**」の創出
- ◆農地中間管理機構における民間人材の登用(民間企業での経営経験のある者、成功した農業生産法人の経営者等)し、**役員**の過半でそうした人材を活用
- ◆農地中間管理機構のガバナンスの徹底強化<農地集積・経営規模の拡大・意欲ある新規参入者(企業・個人)の増加等の実績を客観的に評価・検証する機関を政府内に設置>

2

## 2. 「食のモノづくり」の知恵も活かした6次産業化の本格的な促進(バリューチェーンの連結)

### 【現状の課題】

- 6次産業化が進展していない(6次産業化官民ファンド=A-FIVEの活用が遅れている)
- 食品加工メーカー等の企業の有する**技術力、マネジメント力**等の活用が殆ど進んでいない

改革

- ◆6次産業化官民ファンドの農林漁業者の出資要件見直し、農林漁業者の範囲拡大のための法律改正による要件緩和(遅くとも2015年12月までに見直し・検討)  
※法改正までの間の暫定的対応として、農林漁業者の資金不足に対応するため、農業参入企業等のファンド活用等についてガイドライン等で明示する。
- ◆植物工場等への投資の促進、農業版工業団地の整備

## 3. 「和食文化(食のコトづくり)」も含めた輸出マーケットの拡大

### 【現状の課題】

- 国際的な市場開拓や輸出拡大に向けた官民の意思の欠如(10カ年計画で蘭・仏・伊並みへ)
- 食文化を世界に伝える強い意思の欠如

改革

- ◆和牛・茶・水産物など「**品目別輸出団体**」の設立とオールジャパンでの戦略的輸出の司令塔機能の構築による一元的な「**オールジャパン輸出体制**」の確立
- ◆国際規格化の推進、輸出市場での**コールドチェーン**構築、**検疫交渉の強化・重点化**
- ◆「『**和食**』国際展開プラットフォーム」の創設
- ◆HACCP、Global GAP、ハラル等の国際規格化や国際物流網への接続機能強化等を推進する「**輸出モデル地区**」の創設

## 4. 酪農・畜産の成長産業化

### 【現状の課題】

- 酪農・畜産についても同様に**経営規模の拡大、生産性向上**が課題

改革

- ◆農地中間管理機構を活用した農地集積・経営の大規模化、6次産業化事業会社等企業の参画促進等による**生産性向上・付加価値向上**
- ◆指定団体に出荷しない自家製造販売枠(日量1.5t)見直し
- ◆自家製造以外への販売(乳業への販売等)の可能化
- ◆指定団体に委託せず全量を自己販売する酪農家の**収益力向上**を図る取組を支援